

自己評価の実施を！

学童のことです

Q、（川口）厚生労働省の「放課後児童クラブ運営指針」には、学童保育事業の運営者に対し、子どもや保護者の意見を取り入れた自己評価を行うこととされているが、本市では実施されているか？

A、（教育総務部長）実施していない。今後は指針に則した自己評価の実施に向けて検討していく。

9月議会川口の一般質問より・・・森林環境譲与税（仮称）への対応について

森林環境税・森林環境譲与税とは



森林環境税は、地球温暖化防止であったり、間伐や再造林などの森林整備等、森林吸収源対策を目的とした財源確保のために、2018年度の税制改革で導入が決められました。復興特別税の徴収が終了した後、2024年度から同じく住民税に1,000円が上乗せされ、年間で約600億円の税収が想定されています。この税収は、私有林の面積や林業従事者数などに応じて、2019年度から森林環境譲与税として市町村や都道府県に配分されることになっています。下記が本市への譲与見込み額です（県試算）。

何に使えるの？

基本的に林業従事者がいない本市では、間伐や人材育成、担い手の確保といった林業施策ではなく、**木材の利用促進、普及啓発としての木育・森林環境教育**といった分野が譲与税の用途の中心になると想定されています。

2019年～2021年度	1366万1千円
2022年～2024年度	2049万1千円
2025年～2028年度	2902万9千円
2029年～2032年度	3756万7千円
2033年度～	4610万5千円

（木育とは、木材や森林との関わり合いから、知育、徳育、体育の3つの側面を効果的に育む取り組み）

SGEC認証木材の利用で持続可能な森林経営の後押しを！

木材の利用促進について川越市では、昨年4月に「川越市市有施設等の木造化・木質化等に関する方針」を定め、『安らぎとぬくもりのある空間を提供するとともに、地球温暖化防止や循環型社会の構築及び森林環境の促進などに資すること』を目的に、県産木材の利用促進に努めることとしています。この方針に基づき、公共施設の木造化・木質化の費用に森林環境譲与税をあてることが考えられます。

そして今回私が提言した一つは、県産木材であるというだけでなく、**「持続可能な森林経営を行っている森林を認証するSGEC認証」**などを受けた木材の利用です。現状県内でこの認証をとっているのは秩父市のみなのですが、**利用する側の選択が持続可能な森林経営を推進する動きを後押しすることにつながる**と考えます。

次に、市内で木育・森林環境教育を行うフィールドとして最も適しているであろう（仮称）川越森林公園計画地は、市内で唯一まとまって武蔵野の面影を残す雑木林で、一刻も早く保全していかなければならない場所です。しかし、現段階での市の理解は、譲与税は既存事業への充当は出来ないとのことで、森林公園計画地への充当は困難との認識でしたが、今後も国や他市の動向を確認し、検討したいとのことでした。

木材産地自治体との連携は？



（仮称）川越森林公園計画地は木育に最適！

今回の答弁では、用途について検討中の段階で、今後の検討課題との認識を示したのみでした。全国的には、姉妹都市や河川上流部の自治体と協定を結ぶなどの連携が始まっており、木材の購入にとどまらず、森林環境教育の分野での交流を進めている自治体もあるようです。本市にも既に秩父市及びその周辺町長からのアプローチを受けているとのことでしたが、本市の指針の目的にもある地球温暖化防止や循環型社会の構築を考える上で、森林が水源であること、大気の浄化等多くの公益的機能を持っていること等、**森林整備が私たちに直接影響がある問題だということを考える機会にしたい**ですね。